○農林水産省告示第千百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　長野県茅野市金澤字金澤山五三五九の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　広島県安芸高田市吉田町小山字赤柴一四三、一四四の一、一四四の二、字戸兵庫一四五の一、一四五の二、一四六から一四八まで、字鳴谷一四九、一五〇、字梅ノ木谷二四八、二四九の一、二四九の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び安芸高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　山口県周南市大字大潮字大平一〇二の二、一〇二の三、字小河内四六一、四六二、四七六、字竹ノ後一四四九、二〇七六、二〇七八

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈠　保安林の所在場所　山口県周南市大字大道理字折尾二〇〇〇の一、二〇二六の一、二〇二六の二

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県庁及び周南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百五十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月十五日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北縦貫自動車道弘前線	宮城県柴田郡村田町大字村田字西原一八七番七七から同県柴田郡村田町大字村田字七百刈一一番二まで	平成二十二年七月十六日〇時
〃	仙台市太白区坪沼字境田六六番から同市太白区坪沼字稲塚東二番二まで	〃
〃	名取市高舘熊野堂字中沢後八〇番二の区間の大畑沢の中心線から左右各岸十五メートルまでの土地の区域、標柱三号と四号を結んだ線から標柱五号と六号を結んだ線までの区間の大畑沢の中心線から左岸十五メートル右岸十メートルまでの土地の区域及び標柱五号と六号を結んだ線から標柱七号と八号を結んだ線までの区間の大畑沢の中心線から左岸十五メートル右岸十メートルまでの土地の区域（昭和三十四年建設省告示第千百号で指定した土地の区域、昭和四十二年建設省告示第千二百七十五号で指定した土地の区域及び昭和四十七年建設省告示第千五百三十号で指定した土地の区域を除く。）	〃

○国土交通省告示第七百五十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、蓮田都市計画事業菖蒲北部土地区画整理事業の施行規程の変更（第四回）及び事業計画の変更（第三回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年七月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　縦覧開始の日　平成二十二年七月十六日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲字太鼓田三千四百四十三番地　独立行政法人都市再生機構菖蒲北部現地事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第七百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大畑沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線まで

宮城県登米市津山町横山字大畑	一七〇番　一号
	二一一番　二号
	一一三番二　三号
字寺倉	五八番　四号
	二四番三　五号
	四一番　六号
	三二番一　七号
	四六番地先道路敷　八号

○国土交通省告示第七百六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月十五日

国土交通大臣　前原　誠司